

# 緊急 支援



## 赤い羽根の共同募金会

支える人を支えよう!

# 赤い羽根 新型コロナ感染下の 福祉活動応援全国キャンペーン

新型コロナウイルス感染症の影響により日常生活に困難を抱える子どもと家族の支援活動



都道府県共同募金会 中央共同募金会

支援活動への**助成**を行うとともに、その財源となる**寄付金**も同時募集します。

### [助成内容]

新型コロナウイルス感染症の拡大および緊急事態宣言の影響等により、地域で増加する子どもと家族をめぐる生活課題に対して取り組む活動に対して助成を行います。

#### (支援活動の事例)

見守りを兼ねた配食事業、環境衛生に配慮した居場所づくり、フードパントリー活動など食材や食事を提供する事業、居場所が失われた人や経済的困窮に陥った家庭への相談支援・生活支援、虐待のシェルター等の活動、新たな支援方法を試行するための情報収集・環境整備・人材育成 など

(助成申請受付) 令和2年5月14日(木)から5月31日(日)まで

### [寄付の方法]

群馬県共同募金会又は中央共同募金会のホームページに寄付の手続き方法をお示ししております。

- ・クレジットカード決済による寄付
- ・PayPay の「きせかえ」購入による寄付
- ・金融機関への振込による寄付
- ・企業の皆さまには社員専用のWEB 募金箱を設置することもできます。

※特定公益増進法人に対する寄付として、所得税、法人税の優遇の対象となります。

※寄付受付期間は、令和2年6月30日(火)までですが、社会情勢及び寄付状況により延長する場合があります。

### [お問合せ先]

社会福祉法人群馬県共同募金会 事務局 〒371-0843 前橋市新前橋町13-12 群馬県社会福祉総合センター4F  
電話・027-255-6596 Eメール・info2@akaihane-gunma.or.jp

## 「赤い羽根 子どもと家族の緊急支援 全国キャンペーン」群馬県実施要項(抜粋)

### ◆キャンペーン概要

今般の新型コロナウイルス感染症(COVID-19)(以下「感染症」という。)の拡大等の影響で浮き彫りになった、地域の子どもたちとその家族をめぐる生活課題を解決するために、支援活動を行う団体等へ助成するとともに、その財源となる寄付を全国協調で呼びかけることで、この困難の局面をみんなで乗り越えていこうと働きかけるキャンペーンです。

### ◆実施者・協力者

(実施主体)群馬県共同募金会／(協働実施)全国の都道府県共同募金会及び中央共同募金会  
(協力)群馬県社会福祉協議会、全国社会福祉協議会

### ◆助成について

- ① 申請者：非営利活動を目的として設立された法人及び団体で、群馬県内で活動するもの。
- ② 対象事業：感染症拡大等の影響で浮き彫りになった、地域の子どもたちとその家族をめぐる生活課題を解決するために、地域住民やボランティア等と連携し創意工夫して取り組む事業
- ③ 対象期間：令和2年度中に実施する事業で、次のいずれかの条件を満たすもの。
  - ・助成申請以前から取り組み、助成決定以後もしばらく継続するもの。
  - ・助成決定後すぐに着手し、しばらく継続するもの。いずれの場合も、同じ事業形態を継続する必要はなく、取り組む課題や目的が一貫して変わらなければ、手法としての事業形態は状況に応じて変化させて構いません。
- ④ 対象経費：対象事業の経費として特定できるものであれば計上できます。
- ⑤ 助成申請上限額：30万円(対象経費に対する助成金割合は問いません。)  
ただし、1申請者が提出できる申請は1件のみです。
- ⑥ 留意事項：申請多数の場合は、今後の社会情勢の変化を見通して、人々の「つながりの再構築」を目指す視点で審査を行い、優先順位をつけて選考します。  
◇申請受付〆切：第1回は令和2年5月31日(日)E-mail受信分までとします。  
以降、追加募集する場合は群馬県共同募金会ホームページで公表します。

### ◆寄付金募集について

- ① 募集期間：令和2年5月14日(木)から6月30日(火) ※延長する場合があります。
- ② 受入口座：群馬銀行 県庁支店 普通預金 口座番号0036376  
(口座名義)社会福祉法人群馬県共同募金会 ※振込手数料はご負担下さい。
- ③ その他の寄付方法  
インターネットを活用した寄付方法(都道府県を選択したネット募金(クレカ・ペイジー等を活用)、会社等の社員様向けweb募金箱、Paypayによる決済など)もございますので、詳しくは群馬県共同募金会ホームページをご覧ください。
- ④ 税制優遇及び領収書について  
当キャンペーンへのご寄付は、特定公益増進法人に対する寄付として所得税、法人税の優遇の対象となります。(例年の共同募金運動への寄付に関する税制優遇とは異なりますのでご注意下さい。)領収書を必要とされる場合は、別途定める「寄付申込書」様式に必要事項をご記入いただき、FAXやE-mail等によりお送りください。  
なお、寄付申込の状況によっては、領収書発行に相当期間をいただきますのでご了承下さい。
- ⑤ 群馬県共同募金会ホームページへの掲載  
一定額以上ご寄付下さった企業・団体等でご希望がある場合は、群馬県共同募金会ホームページの「赤い羽根サポーター」のコーナーでご紹介いたします。詳細はお問合せ下さい。

<群馬県共同募金会ホームページ> [www.akaihane-gunma.or.jp/campaign01\\_covid19/](http://www.akaihane-gunma.or.jp/campaign01_covid19/)